

平成 21 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・テイスト
代表者名 代表取締役社長 稲吉 史泰
(J A S D A Q ・ コード番号 2694)
問合せ先 常務取締役管理本部長 川上 一郎
T E L : 0 2 2 - 2 3 7 - 5 5 6 6

第三者割当による第 1 回及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 14 日開催の取締役会において、第三者割当により第 1 回転換社債型新株予約権付社債（以下「第 1 回新株予約権付社債」といいます。）及び第 2 回転換社債型新株予約権付社債（以下「第 2 回新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

第 1 回転換社債型新株予約権付社債

- (1) 発行期日
平成 21 年 8 月 31 日
- (2) 新株予約権の総数
40 個
- (3) 社債及び新株予約権の発行総額
600,000,000 円
- (4) 当該発行による潜在株式数
5,607,476 株
- (5) 調達資金の額
596,500,000 円（差引手取概算）
- (6) 転換価額及び修正条件
一株につき 107 円
修正条件はありません。
- (7) 割当方法
第三者割当てにより全額を株式会社ジー・コミュニケーションに割り当てる。
- (8) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行新株予約権付社債に関する必要な内容
該当事項はありません。

第 2 回転換社債型新株予約権付社債

- (1) 発行期日
平成 21 年 8 月 31 日
- (2) 新株予約権の総数
42 個

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 社債及び新株予約権の発行総額
1,050,000,000 円
- (4) 当該発行による潜在株式数
9,813,084 株
- (5) 調達資金の額
1,049,000,000 円（差引手取概算）
- (6) 転換価額及び修正条件
一株につき 107 円
修正条件はありません。
- (7) 割当方法
第三者割当てにより全額を株式会社ジー・コミュニケーションに割り当てる。
- (8) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行新株予約権付社債に関する必要な内容
該当事項はありません。

2. 募集の目的及び理由

《第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債発行の目的》

当社は、8月1日を効力発生日とし、株式会社グローバルアクトと合併いたしました。その結果、当社は、関東以北（一部静岡含む）を主な営業テリトリーとして、寿司、居酒屋、教育それぞれの業態で計272店舗（校舎）（平成21年8月14日現在）を展開しております。

前事業年度以降、景況感の悪化を受け既存店舗の収益性が悪化する中、収益性の向上を図るべく、新規出店は抑制しながら、既存店舗のリニューアル、業態転換を柱として主に既存店舗の売上高回復に努めてまいりました。本事業年度におきましても、新規出店を6店舗計画している他、重要な改修を14店舗予定しております。

2008年9月の所謂リーマン・ショック以降、景況感のさらなる悪化に伴い、現在の金融情勢は非常に厳しいものとなっておりますが、上記の施策を実行することによる売上高及び利益の成長が株主価値の向上に資すると考えております。

第1回新株予約権付社債は、主に、上記の店舗の改修等の設備投資を目的としております。上記記載の通り既存店舗のリニューアル、業態転換を柱として主に既存店舗の売上高回復と最低限の新規出店により売上高及び利益水準の持続的な成長が株主価値向上に資すると考えております。

一方で、合併の影響により借入金が増加傾向にあることから、当面の経営課題として財務体質の強化に取り組んでおります。

第2回新株予約権付社債については、8月1日に合併いたしました株式会社グローバルアクトから継承いたしました割当先である株式会社ジー・コミュニケーションからの借入金1,063百万円のうち、当該社債発行時の手取概算額相当分の資本化を目的としたものであります。

借入金の圧縮及び株主資本の充実による財務体質の強化は、長期安定的な収益性の向上及び業容の拡大を図っていくために、必要不可欠と判断したものです。

《転換社債型新株予約権付社債の方法を選択した理由》

今般の金融情勢の悪化から資金調達手段の多様化を検討する中で、転換社債型新株予約権付社債の発行は、将来の株式への転換による資本増加が見込める手法でありながら、一般に権利行使にあたっては市場環境や株価の推移などが考慮されることが選択の理由として挙げられます。

また、転換価額修正条項付（MS型）無担保転換社債型新株予約権付社債の発行では、想定以上の株式希薄化が進む恐れがあることから、既存株主の利益に配慮しMS型の手法を採用しない第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行が適切であると判断いたしました。また、発行の目的に記載の通り、第1回新株予約権付社債は、主に店舗の改修等の設備投資を目的としております。一方、第2回新株予約権付社債については、8月1日に合併いたしました株式会社グローバルアクトから継承いたしました割当先である株式会社ジー・コミュニケーションからの借入金1,063百万円のうち、当該社債発行時の手取概算額相当分の資本化を目的としたものであり、以上のような発行目的の違いから第1回新株予約権付社債と第2回新株予約付社債では、満期償還日が異なることから、回数を分けて発行しております。

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

さらに、当社は、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行にあたって、公募増資並びに株式の第三者割当増資等も検討いたしました。しかしながら、公募増資に関しては市場状況を勘案した結果、最良のタイミングではないと判断いたしました。

なお、当該割当についても、市場環境や株価推移など既存株主の利益に配慮しながら株式への転換を図ることができることから、転換社債型新株予約権付社債の方法を選択いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

第1回新株予約権付社債

発行総額	600,000,000円
発行諸費用	3,500,000円
手取概算額	596,500,000円

第2回新株予約権付社債

発行総額	1,050,000,000円
発行諸費用	500,000円
手取概算額	1,049,500,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

第1回新株予約権付社債

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
・設備投資		
1. 業態変更 北陸地区	20	平成21年 8月
2. 業態変更 関東地区	21	平成21年 8月
3. 改 装 関東地区	10	平成21年 8月
4. 改 装 東北地区	10	平成21年 9月
5. 改 装 東北地区	10	平成21年 9月
6. 業態変更 東北地区	25	平成21年 9月
7. 改 装 東北地区	10	平成21年10月
8. 改 装 東北地区	10	平成21年10月
9. 新 規 東北地区	65	平成21年11月
10. 新 規 北陸地区	65	平成21年11月
11. 新 規 東北地区	65	平成21年11月
12. 新 規 東北地区	65	平成21年11月
13. 新 規 関東地区	65	平成21年12月
14. 業態変更 関東地区	25	平成22年 1月
15. 改 装 北陸地区	10	平成22年 1月
16. 改 装 関東地区	10	平成22年 2月
17. 改 装 東北地区	10	平成22年 2月
18. 改 装 東北地区	25	平成22年 2月
19. 改 装 東北地区	10	平成22年 3月
20. 新 規 関東地区	65	平成22年 3月
合 計	596	

第2回新株予約権付社債

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
借入金の返済	1,049	平成21年 8月

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社は、第1回新株予約権付社債による調達資金が有効に活用されれば、新規オープン店舗、リニューアル店舗における売上高の拡大から、営業利益の増加が見込めると考えております。

また、第2回新株予約権付社債による調達資金が有効に活用されれば、借入高の減少、自己資本の増強等による財務体質の改善が見込まれることと考えております。

以上より、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債の発行にあたっては、中長期的には株主価値の向上にも資すると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠発行価額(額面の100%)は、新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析し、今回採用した各種条件を含め、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債に付された新株予約権内在する理論的な経済価値と、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件を踏まえて当社が得ることのできる経済的価値を勘案し、全体として、適切な価額であると判断しました。

また、当社の監査役会は、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行条件は合理的である旨の意見を述べております。なお、転換価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値に0.9を乗じた価額(小数点未満切り上げ)である107円と致しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

当社の発行済株式数は、46,044,134株であり、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の潜在株式数は15,420,560株であり、全株転換された場合、転換後の発行済株式数に対して25.09%の希薄化が生じます。しかし、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行により、収益性の向上及び業容の拡大を図るために必要な財務体質の強化を図ることが可能となり、その結果株主価値の向上が見込まれるため、合理的な規模であると判断しております。

また、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債は転換価格修正条項が付されておらず、一定の事由により調整される場合を除いては常に一定であり、権利行使による希薄化は発行時に確定します。したがって、第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債の発行は、既存株主様への影響を限定するものであると考えております。

以上のような理由から、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

第1回新株予約権付社債および第2回新株予約権付社債

(平成21年3月31日)現在

商号	株式会社ジー・コミュニケーション
本店所在地	愛知県名古屋市北区黒川本通5丁目12番地の3
代表者の役職・氏名	代表取締役会長 稲吉 正樹
事業内容	連結持株親会社及び店舗デザイン施工業務
資本金の額	3,754百万円
設立年月日	平成9年6月5日
発行済株式数	14,249,000株
事業年度の末日	3月31日
社員数	1,768名(連結)
主要取引先	ホシザキ東海株式会社、神田印刷工業株式会社、丸久永井工務店有限公司
主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行(名古屋営業本部)、みずほ銀行(築地支店)、りそな銀行(名古屋営業本部)、三井住友銀行(高円寺支店)

ご注意: この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

大株主及び持株比率	稲吉 正樹		71.36%
	Oak キャピタル株式会社		3.31%
	株式会社 West Trading		3.11%
	ジャコ V1-B 号投資事業有限責任組合		2.17%
	投資事業有限責任組合 エアエアグローバルファンド		1.52%
	ジャコ V1-スター投資事業有限責任組合		1.30%
	SMBC キャピタル 8 号投資事業有限責任組合		1.19%
	野村アール・アント・エ第三号投資事業有限責任組合		1.12%
	アサヒビル株式会社		1.05%
	ジャコ V1-A 号投資事業有限責任組合		0.91%
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数 (平成 21 年 6 月 31 日現在)	—
		割当先が保有している当社の株式の数 (平成 21 年 6 月 31 日現在)	20,264,000 株
	取引関係	業務運営における助言、店舗の施工、備品の購入	
	人的関係	山本大介 (当社非常勤取締役、割当先の取締役経営企画本部長)	
最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位:千円)			
	平成 19 年 5 月期(単体)	平成 20 年 5 月期(単体)	平成 21 年 3 月期(連結)
純資産	6,859,180	8,678,665	7,945,339
総資産	13,407,551	14,346,820	32,547,496
売上高	3,578,904	4,565,228	63,958,233
営業利益	58,809	109,767	1,429,940
経常利益	521,960	670,427	1,888,145
当期純利益又は 当期純損失	△27,056	75,345	950,635
自己株式数	2 株	2 株	2,000 株

- ※ 1. 平成 20 年 10 月 31 日付で 1 株につき、1,000 株の割合で株式分割をしております。
 2. 平成 21 年 3 月期に、決算日を 5 月 31 日から 3 月 31 日に変更しております。
 3. 平成 21 年 3 月期より、連結財務諸表を公表しております。

(2) 割当先を選定した理由

第 1 回新株予約権付社債および第 2 回新株予約権付社債

割当先となる株式会社ジー・コミュニケーションは、当社の筆頭株主であります。店舗の施工、備品の購入等の取引のほか、店舗改装や業態転換など当社の中長期的な企業価値向上のために業務の運営における助言を頂いております。

今回の第 1 回新株予約権付社債および第 2 回新株予約権付社債の発行方法につき、資金調達における既存株主様に対する考え方、また当社に対する債権に関して、業績動向や市場の状況を鑑みたくえでの機動的な資本化について、十分な理解が得られたことから同社を割当先として選定いたしました。

なお、面談等を通じて同社及びその取引先が反社会勢力との取引関係および資本関係を有していないことを確認しており、同社からも、この度の第 1 回新株予約権付社債および第 2 回新株予約権付社債の引受けに伴い、反社会的勢力の関与がない旨を書面にて確認しております。

ご注意: この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 割当先の保有方針

第1回新株予約権付社債

当社と割当先との間において、本新株予約権付社債に関する継続保有の取り決めはありません。割当先は、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として取得した当社株式については、当該割当先の判断で第三者に売却することができます。また、当社の取締役会決議による承認を前提として、割当先は第1回新株予約権付社債を第三者に譲渡できます。

株式会社ジー・コミュニケーションには、第1回新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使や当社株式の売却、及び第1回新株予約権付社債の譲渡に関して、当社の合併後の業績動向や市場の状況及び他の株主様への影響等を十分考慮したうえで、行っていただくよう適切な意思決定をお願いしております。

なお、第1回新株予約権付社債の第三者への譲渡を検討するに当たっては、当社の取引先等、安定的な保有、あるいは市場の状況及び他の株主様への影響等を考慮いただくことが出来ることを前提とした譲渡先候補から最終的な譲渡先を選定頂くようお願いしております。

第2回新株予約権付社債

当社と割当先との間において、本新株予約権付社債に関する継続保有の取り決めはありません。割当先は、第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として取得した当社株式については、当該割当先の判断で第三者に売却することができます。また、当社の取締役会決議による承認を前提として、割当先は第2回新株予約権付社債を第三者に譲渡できます。

株式会社ジー・コミュニケーションには、第2回新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使や当社株式の売却、及び第2回新株予約権付社債の譲渡に関して、当社の合併後の業績動向や市場の状況及び他の株主様への影響等を十分考慮したうえで、行っていただくよう適切な意思決定をお願いしております。

なお、第2回新株予約権付社債の第三者への譲渡を検討するに当たっては、当社の取引先等、安定的な保有、あるいは市場の状況及び他の株主様への影響等を考慮いただくことが出来ることを前提とした譲渡先候補から最終的な譲渡先を選定頂くようお願いしております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成21年6月30日現在）		募集後（反映後）	
(株)ジー・コミュニケーション	54.40%	(株)ジー・コミュニケーション	60.03%
ジー・テイスト取引先持株会	3.36%	ジー・テイスト取引先持株会	2.04%
江川 進興	2.30%	江川 進興	1.39%
江川 春延	1.97%	江川 春延	1.19%
(株)七十七銀行	0.87%	(株)七十七銀行	0.53%
三井住友海上保険(株)	0.68%	三井住友海上保険(株)	0.41%
東 金次	0.64%	東 金次	0.39%
極洋商事(株)	0.45%	極洋商事(株)	0.27%
遠山 仁域	0.44%	遠山 仁域	0.27%
第一生命保険相互会社	0.43%	第一生命保険相互会社	0.26%

(注1) 当社は平成21年8月1日を期して株式会社グローバルアクトと合併しております。当該合併により新たに8,823,526株が交付されております。うち株式会社ジー・コミュニケーションに対し1,211,823株交付されております。

(注2) 募集後の大株主及び持株比率は当社及び株式会社グローバルアクトの平成21年6月30日現在の株主一覧を基に作成しております。

8. 今後の見通し

当社は、第1回新株予約権付社債による調達資金が有効に活用されれば、将来的には新規オープン店舗、リニューアル店舗における売上高の拡大から、営業利益の増加が見込めると考えております。

また、第2回新株予約権付社債による調達資金が有効に活用されれば、借入高の減少、自己資本の増強等による財務体質の改善が見込まれることと考えております。

以上より、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債の発行にあたっては、中長期的

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

には株主価値の向上にも資すると考えております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（非連結）（単位：百万円）

事業年度の末日	平成19年3期	平成20年3期	平成21年3期
売上高	12,858	14,050	13,429
営業利益	853	964	596
経常利益	1,080	1,123	786
当期純利益	717	1,021	34
1株当たり当期純利益（円）	19.29	27.44	0.93
1株当たり配当金（円）	1.83	3.00	3.00
1株当たり純資産（円）	98.78	125.17	123.04

(2) 現時点における発行済み株式数及び潜在株式数の状況（平成21年8月1日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	46,044,134株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	7,500株	0.02%

※上記潜在株式数は、ストックオプションの潜在株式数7,500株によるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値	230円	153円	97円
高値	232円	156円	105円
安値	209円	135円	88円
終値	213円	137円	90円

② 最近6ヶ月の状況

	平成21年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	97円	97円	90円	82円	87円	109円
高値	99円	105円	90円	89円	114円	117円
安値	94円	88円	80円	81円	87円	103円
終値	97円	90円	82円	87円	109円	109円

③ 発行決議日における株価

	平成21年8月14日現在
始値	120円
高値	120円
安値	113円
終値	118円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

10. 親会社等との取引等に関する事項

本取引は、親会社等との取引等に該当します。

以上

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社ジー・テイスト
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発 行 要 項

- | | | |
|----|-----------------|--|
| 1 | 社債の名称 | 株式会社ジー・テイスト第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2 | 発行総額 | 金 600,000,000 円 |
| 3 | 発行価格 | 額面 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。 |
| 4 | 各社債の金額 | 金 15,000,000 円の 1 種 |
| 5 | 社債券の形式 | 無記名式
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券は発行しないものとする。 |
| 6 | 利率 (%) | 年率 3 % |
| 7 | 償還金額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| 8 | 償還期限 | 平成 26 年 8 月 29 日 (金) |
| 9 | 申込期日 | 平成 21 年 8 月 31 日 (月) |
| 10 | 払込期日 | 平成 21 年 8 月 31 日 (月) |
| 11 | 募集方法 | 本新株予約権を割り当てる日は、平成 21 年 8 月 31 日とする。
第三者割当ての方法により、全額を株式会社ジー・コミュニケーションに割当てる。 |
| 12 | 物上担保・担保保証の有無 | 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 13 | 財務上の特約 (担保提供制限) | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 14 | 財務上の特約 (その他の条項) | 本新株予約権付社債の払込期日以降、当社の決算期における損益計算書(財務諸表等規則によるものとし、監査済みであることを要する。)に示される当期純損益が 3 期連続して損失となった場合、その 3 期目の決算期の末日より 4 ヶ月を経過した日以降、本社債権者は当社に対して繰上償還を請求することができる。 |
| 15 | 利払日 | 毎年 2 月末日及び 8 月末日 |
| 16 | 利息支払の方法 | 1 利息支払の方法及び期限 |

ご注意: この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債が償還される日までこれをつけ、平成 22 年 2 月 28 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 2 月末日及び 8 月末日（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。

(2) 利息を計算するときは、両端及び 1 年を 365 日とした日割計算とし、除算は最後に行い、円位未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。上記 (1) に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

(3) 利払日が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の前営業日に繰り上げるものとする。

(4) 次の (i) 及び (ii) の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息の支払いについては、それぞれ以下に定める通りとする。

(i) 本新株予約権が行使された場合

本新株予約権の行使日以降、当該行使に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該行使の効力発生日後 30 日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。

(ii) 償還の場合

本社債の償還期日以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還期日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該償還期日において別記「償還の方法」の規定に従い、償還とともに本社債に係る利息として支払われる。

2 利息支払事務取扱者（利息支払場所）

株式会社ジー・テイスト 管理本部

17 償還の方法及び期限

1 償還金額

額面 100 円につき金 100 円

2 償還の方法及び期限

(1) 平成 26 年 8 月 29 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 本社債権者の選択による繰上償還

本社債権者は、第 14 項の規定に従い、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、本項第 3 項記載の償還金支払場所に提出しなければならない。償還日は、償還請求を行った日から 30 日以内で、当社がこれを定めるものとする。

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 当社の選択による繰上償還
 当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。
- (4) 買入消却
 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。
- (5) 本社債の満期償還日（繰上償還された場合には繰上償還日）が東京における銀行休業日であるときは、支払いはその前営業日にこれを繰り上げる。
- 3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
 株式会社ジー・テイスト 管理本部
- 18 本社債に付された本新株予約権の数 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。
- 19 本新株予約権の発行価格 本新株予約権は無償にて発行するものとする。
- 20 新株予約権の目的となる株式の種類 当社普通株式
- 21 新株予約権の目的となる株式の数 本新株予約権の行使請求（第 22 項に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 なお、「転換価額」とは、第 25 項第 2 号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。
- 22 新株予約権の行使期間 平成 21 年 9 月 1 日から平成 26 年 8 月 28 日までの間（以下、「行使可能期間」という。）いつでも本新株予約権を行使すること（以下、「行使請求」という。）ができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書が第 17 項第 3 号記載の償還金支払場所に提出されたときまで、また③期限の利益の喪失（第 34 項に定義する。）の場合には、期限の利益の喪失時までとする。
 上記のいずれの場合も、平成 26 年 8 月 28 日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 23 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできない。
- 24 自己新株予約権の取得の事由及び消却の条件 該当事項なし。
 なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
- 25 新株予約権の行使時の払込金額 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
 2 転換価額は、当初 1 株につき 107 円とする。

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

26 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金 600,000,000 円

27 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、当初 107 円とする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本の額は、会社計算規則第 17 条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

28 転換価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株あたりの発行・処分価額時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。

①本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合

調整後の転換価額は、払込期日または払込期日の末日の翌日以降、また、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

②株式分割または普通株式の無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(3) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(4) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

(5) 本項(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 29 代用払込みに関する事項 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
- 30 行使請求受付場所 株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 31 行使請求取次場所 該当事項なし。
- 32 社債管理者 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書および会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- 33 新株予約権の譲渡に関する事項 本社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。
- 34 期限の利益喪失に関する特約 当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。
 (1) 当社が、いずれかの本社債につき、第 13 項の規定又は第 17 項 2 第(2)号の規定に違背し、7 日以内にその履行をすることができないとき。
 (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
 (4) 当社が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
 (5) 当社が、破産宣告、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続き開始決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
 当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。
- 35 本社債券者に通知する場合の公告の方法 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
- 36 社債券者集会に関する事項 (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
 (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 (3) 本社債総額の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 37 費用の負担 以下に定める費用は当社の負担とする。
 (1) 公告に関する費用
 (2) 社債権者集会に関する費用

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 38 新株予約権の行使請求の方法 (1)本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第22項記載の行使可能期間中に第30項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2)行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- 39 新株予約権の効力発生時期 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第30項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- 40 株券の交付方法 当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する、口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口への増加の記録を行うことにより株式を交付します。
- 41 準拠法 日本法
42. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
43. 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙2)

株式会社ジー・テイスト
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発 行 要 項

- | | | |
|----|-----------------|---|
| 1 | 社債の名称 | 株式会社ジー・テイスト第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。) |
| 2 | 発行総額 | 金 1,050,000,000 円 |
| 3 | 発行価格 | 額面 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。 |
| 4 | 各社債の金額 | 金 25,000,000 円の 1 種 |
| 5 | 社債券の形式 | 無記名式
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券は発行しないものとする。 |
| 6 | 利率 (%) | 年率 3 % |
| 7 | 償還金額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| 8 | 償還期限 | 平成 25 年 8 月 30 日 (金) |
| 9 | 申込期日 | 平成 21 年 8 月 31 日 (月) |
| 10 | 払込期日 | 平成 21 年 8 月 31 日 (月) |
| 11 | 募集方法 | 本新株予約権を割り当てる日は、平成 21 年 8 月 31 日とする。
第三者割当ての方法により、全額を株式会社ジー・コミュニケーションに割当てる。 |
| 12 | 物上担保・担保保証の有無 | 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |
| 13 | 財務上の特約 (担保提供制限) | 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。 |
| 14 | 財務上の特約 (その他の条項) | 本新株予約権付社債の払込期日以降、当社の決算期における損益計算書(財務諸表等規則によるものとし、監査済みであることを要する。)に示される当期純損益が 3 期連続して損失となった場合、その 3 期目の決算期の末日より 4 ヶ月を経過した日以降、本社債権者は当社に対して繰上償還を請求することができる。 |
| 15 | 利払日 | 毎年 2 月末日及び 8 月末日 |
| 16 | 利息支払の方法 | 1 利息支払の方法及び期限 |

ご注意: この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債が償還される日までこれをつけ、平成 22 年 2 月 28 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 2 月末日及び 8 月末日（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。

(2) 利息を計算するときは、両端及び 1 年を 365 日とした日割計算とし、除算は最後に行い、円位未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。上記 (1) に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

(3) 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の前営業日に繰り上げるものとする。

(4) 次の (i) 及び (ii) の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息の支払いについては、それぞれ以下に定める通りとする。

(i) 本新株予約権が行使された場合

本新株予約権の行使日以降、当該行使に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該行使の効力発生日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該行使の効力発生日後 30 日以内に当該行使を行った本社債権者に対してこれを支払うものとする。

(ii) 償還の場合

本社債の償還期日以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還期日において残存する未払経過利息及び未払残高は、当該償還期日において別記「償還の方法」の規定に従い、償還とともに本社債に係る利息として支払われる。

2 利息支払事務取扱者（利息支払場所）

株式会社ジー・テイスト 管理本部

17 償還の方法及び期限

1 償還金額

額面 100 円につき金 100 円

2 償還の方法及び期限

(1) 平成 25 年 8 月 30 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 本社債権者の選択による繰上償還

本社債権者は、第 14 項の規定に従い、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、本項第 3 項記載の償還金支払場所に提出しなければならない。償還日は、償還請求を行った日から 30 日以内で、当社がこれを定めるものとする。

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (3) 当社の選択による繰上償還
 当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。
- (4) 買入消却
 当社は、発行日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。
- (5) 本社債の満期償還日（繰上償還された場合には繰上償還日）が東京における銀行休業日であるときは、支払いはその前営業日にこれを繰り上げる。
- 3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
 株式会社ジー・テイスト 管理本部
- 18 本社債に付された本新株予約権の数
 各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 42 個の本新株予約権を発行する。
- 19 本新株予約権の発行価格
 本新株予約権は無償にて発行するものとする。
- 20 新株予約権の目的となる株式の種類
 当社普通株式
- 21 新株予約権の目的となる株式の数
 本新株予約権の行使請求（第 22 項に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 なお、「転換価額」とは、第 25 項第 2 号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。
- 22 新株予約権の行使期間
 平成 21 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 29 日までの間（以下、「行使可能期間」という。）いつでも本新株予約権を行使すること（以下、「行使請求」という。）ができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書が第 17 項第 3 号記載の償還金支払場所に提出されたときまで、また③期限の利益の喪失（第 34 項に定義する。）の場合には、期限の利益の喪失時までとする。
 上記のいずれの場合も、平成 25 年 8 月 29 日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 23 新株予約権の行使の条件
 各新株予約権の一部行使はできない。
- 24 自己新株予約権の取得の事由及び消却の条件
 該当事項なし。
 なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
- 25 新株予約権の行使時の払込金額
 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
 2 転換価額は、当初 1 株につき 107 円とする。

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

26 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金 1,0500,000,000 円

27 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、当初 107 円とする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本の額は、会社計算規則第 17 条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

28 転換価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整します。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株あたりの発行・処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによります。

①本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合

調整後の転換価額は、払込期日または払込期日の末日の翌日以降、また、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

②株式分割または普通株式の無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割または無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得または行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(3) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(4) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

(5) 本項(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には必要な転換価額の調整を行う。

② 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 29 代用払込みに関する事項 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
- 30 行使請求受付場所 株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 31 行使請求取次場所 該当事項なし。
- 32 社債管理者 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書および会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- 33 新株予約権の譲渡に関する事項 本社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。
- 34 期限の利益喪失に関する特約 当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。
 (1) 当社が、いずれかの本社債につき、第 13 項の規定又は第 17 項 2 第(2)号の規定に違背し、7 日以内にその履行をすることができないとき。
 (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
 (4) 当社が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
 (5) 当社が、破産宣告、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続き開始決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
 当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。
- 35 本社債券者に通知する場合の公告の方法 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
- 36 社債券者集会に関する事項 (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
 (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 (3) 本社債総額の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 37 費用の負担 以下に定める費用は当社の負担とする。
 (1) 公告に関する費用
 (2) 社債権者集会に関する費用

ご注意：この文書は、当社の第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債および第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 38 新株予約権の行使請求の方法 (1)本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第22項記載の行使可能期間中に第30項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2)行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- 39 新株予約権の効力発生時期 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第30項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- 40 株券の交付方法 当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する、口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口への増加の記録を行うことにより株式を交付します。
- 41 準拠法 日本法
42. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。
43. 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債および第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して、一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。